

ESPIRITO 深谷チーム規約

チーム方針

ESPIRITO 深谷は、地域に根ざしたスポーツチームを目指し、深谷市の子供達を中心にスポーツを通じて心身の育成。チーム・個人と掲げた目標を達成するようにする。地元の活性化のための環境作りを目指しています。

第1条（名称）

深谷市サッカー協会、会員の ESPIRITO 深谷ジュニアは、（以下「クラブ」という。）

深谷市内で活動するジュニアチームを組織し、 ESPIRITO 深谷ジュニアチームと称する。

（略称：E S 深谷）

ESPIRITO 深谷ジュニアは小学校1年生から小学校6年生とする。

ESPIRITO 深谷キッズは幼児3歳（年少）から幼児6歳（年長）とする。

第2条（所在地）

クラブは深谷市内に事務所を置き、深谷市内グラウンド施設を原則的に使用する。

第3条（育成理念）

クラブは、次の育成理念に基づき活動する。

- 1) 子供たちにスポーツの楽しさを教える。
- 2) 一貫した指導により、社会人のプロとして育成する。
- 3) スポーツを通して、子供たちの人間的成長を促す。
- 4) 子供たちの成長を妨げないクラブであること。
- 5) 地域のスポーツ組織との交流を積極的に行う。
- 6) 地域に貢献できるクラブである。
- 7) 学ぶことを忘れないクラブである。
- 8) 信頼や尊敬し合う仲間づくりであること。

第4条（入会資格）

クラブの入会資格は次のとおりとする。

- 1) クラブ及びチームの理念に賛同する者。
- 2) スポーツが可能な健康状態である者。

第5条（入会手続き）

クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従って申込み、クラブが入会を認めた者は、埼玉県サッカー協会及び日本サッカー協会に登録する。原則として、二重登録は認めない。

第6条（会費）

クラブに入会する者は、以下の会費を納める。

ESPIRITO 深谷ジュニア

- 1) 入会金：5,000円

入会を認めた者は、チームの指示に従い、入会金を納める。

- 2) 年会費：2,000円

入会を認めた者は、チームの指示に従い、年会費を納める。

- 3) 月会費：4,000円

チームに兄弟が入会している場合は、2人目以降の月会費を2,000円とする。会員はチームの指示に従い、毎月27日までに翌月分の会費を納める。

- 4) 振込先は別紙

ESPIRITO 深谷キッズ

入会金：2,500 円

1) 入会を認めた者は、チームの指示に従い、入会金を納める。

2) 年会費：2,000 円

入会を認めた者は、チームの指示に従い、年会費を納める。

3) 月会費：1,500 円

チームに兄弟が入会している場合は、2 人目以降の月会費を 1,000 円とする。会員はチームの指示に従い、毎月 27 日までに翌月分の会費を納める。

4) 振込先は別紙

第 7 条（会費の滞納）

会員が会費のヶ月納入を怠り、チーム代表が督促したにもかかわらずなお滞納した場合は、チームはその会員に対する指導を停止し、会員を退会させることができる。

第 8 条（会費の不返却）

一旦納入した入会金、年会費及び月会費は、チームの都合で入会不許可となった場合を除き、理由の如何を問わず返却しない。

第 9 条（練習日時および期間）

1) チームの練習日時および期間については、別途定める。

2) 練習日時、期間を変更または中止する場合は、チームは会員にその都度通知する。

第 10 条（指導内容）

1) クラブは、指導内容を決定し、選手に指導する。

第 11 条（会員の厳守）

会員は次の事項を遵守しなければならない。

1) 「ESPIRITO 深谷ジュニアチーム規約」及びチームの理念を尊重する。

2) フェアプレーの精神で活動する。

3) 「ESPIRITO 深谷ジュニアチーム規約」及びチームの定める諸規則を遵守する。

4) 練習に際しては、チームが指定したウェアを着用し、常に清潔を保つ。

第 12 条（用具）

1) ユニフォーム、練習着、ジャージ、スパイク等は自己負担とする。

2) 公式戦のユニフォームはクラブ負担とする。（貸出）なお、なくした場合及び行為で使用ができない状態した場合は自己負担しなければならない。

第 13 条（旅費）

練習および試合（公式戦、練習試合）に関わる旅費（宿泊費含む）等については自己負担とする。

第 14 条（疾病および傷害）

チームは、会員の疾病および負傷に備えて傷害保険に加入し、チームの管理下（試合および練習、送迎）における活動中の疾病および傷害について、当該傷害保険の範囲内で対応する。

第 15 条（会員の変更事項）

会員の住所・連絡先等、入会申込手続の際の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨事務所に届け出る。

第16条（休会）

- 1) 休会（引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、原則として休会を希望する月の10日までに届け出る。※期間延長は別途相談とする。
- 2) 休会の期間は3ヶ月以内とし、その期間は月会費の半額を毎月納入する。
- 3) 休会の期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその月から月会費を全額納入する。

第17条（退会）

退会を希望する会員は、退会を希望する月の10日までに届け出る。退会届を必ず提出お願いします。
退会届を提出されていない場合は、請求することができる。

第18条（除名）

本規約に違反し、チームの会員としてふさわしくないとクラブが判断した場合は、クラブは会員を除名することができる。

第19条（事故の責任）

会員は、グラウンド利用に際して、グラウンド利用に関する諸規則および施設管理者ならびに指導員の指示に従う。

これに違反した結果生じた盗難・傷害等の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

第20条（細則）

本規約に定めのない事項については、別途定める。

第21条（規約の改正）

本規約は、クラブの決議を以って随時改正することができる。

第22条（施行）

本規約は、2012年4月1日より施行する。

本規約は、2017年4月1日より施行する。(2017年3月1日理事会 改訂)